

関係省庁によるスポーツ関係施策

外務省

厚生労働省

農林水産省

国土交通省

観光庁

環境省

スポーツ外交の現状

平成28年6月 外務省

外務省の取組： スポーツの力を外交へ活用し、また、外交当局として日本のスポーツ関係者の国際的な活動を支援

1. スポーツを通じた国際貢献・国際交流

スポーツを、開発協力、相互理解の有用なツールととらえ、「Sport for Tomorrow(SFT)」の一環として主に以下を実施。

【草の根文化無償資金協力】 スポーツ施設の整備等

スポーツ施設の整備等を行い、スポーツ及び教育環境の改善を図ることで、途上国の人材育成等に貢献する。スポーツは、SFTの下、優先分野の一つとして位置付けている。

【スポーツ外交推進事業】 器材輸送支援

国内競技団体等が、海外（主に途上国）にスポーツ器材を供与する意向を有している場合に、その輸送費を補助する等の支援を行い、供与実現へ貢献する。

【スポーツ外交推進事業】 派遣・招へい

相手国の競技力向上や国際理解を主たる目的として、スポーツ選手・指導者等の関係者を派遣・招へいする。親日派・知日派の裾野を広げる観点からも貢献。

【JICAボランティア】 専門家の派遣

ボランティアとして、体育・スポーツ指導者等を途上国に派遣する。体育科教育の改善、スポーツを通じた社会的弱者とされる人々の支援、競技選手の育成・強化と草の根レベルでのスポーツの普及に貢献。



【国際交流基金】 スポーツ分野での日本文化紹介、 人材育成支援

スポーツ交流事業や専門家の派遣・招へいを通じて、日本文化に対する理解を深め、国際交流の促進を図る。

【在外公館文化事業】 スポーツ分野での日本文化紹介

在外公館主催のスポーツ大会開催（柔道杯等）、武道デモンストラーションの実施などを通じてスポーツを切り口とした日本文化への理解を深める。



2. 日本のスポーツ界の国際化支援

- 国際競技連盟における日本人役員送り込みに際し、在外公館における支援等、可能な協力を行う。
- 日本の競技団体の海外渡航に際する側面支援、外国でのレセプション開催等による人脈構築の側面支援を行う。
- 国際スポーツ大会の日本への招致に際する協力を行う。

スポーツ関係施策 資料

厚生労働省 健康局

健康日本21(第二次)の概要

- 平成25年度から平成34年度までの国民健康づくり運動を推進するため、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成15年厚生労働大臣告示)を改正するもの。
- 第一次健康日本21(平成12年度～平成24年度)では、具体的な目標を健康局長通知で示していたが、目標の実効性を高めるため、大臣告示に具体的な目標を明記。

健康の増進に関する基本的な方向

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

- ・生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標。
- ・国は、生活習慣病の総合的な推進を図り、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)

- ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPDに対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進。
- ・国は、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- ・自立した日常生活を営むことを目指し、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」を推進。
- ・国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援等を推進。

④ 健康を支え、守るための社会環境の整備

- ・時間的・精神的にゆとりある生活の確保が困難な者も含め、社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境を整備。
- ・国は、健康づくりに自発的に取り組む企業等の活動に対する情報提供や、当該取組の評価等を推進。

⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

- ・上記を実現するため、各生活習慣を改善するとともに、国は、対象者ごとの特性、健康課題等を十分に把握。

健康日本21(第二次)

身体活動・運動分野に関する目標項目

項目	現 状 (原則H22)	目 標 (H34)	目標の根拠				
日常生活における 歩数の増加	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 20歳～64歳 男性7,841歩 女性6,883歩 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 65歳以上 男性5,628歩 女性4,584歩 </td> </tr> </table>	20歳～64歳 男性7,841歩 女性6,883歩	65歳以上 男性5,628歩 女性4,584歩	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 20歳～64歳 男性9,000歩 女性8,500歩 (+約1,500歩)* </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 65歳以上 男性7,000歩 女性6,000歩 </td> </tr> </table>	20歳～64歳 男性9,000歩 女性8,500歩 (+約1,500歩)*	65歳以上 男性7,000歩 女性6,000歩	1日1500歩の増加は、NCD発症及び死亡リスクの約2%減少に相当し、血圧1.5mmHg減少につながる。
20歳～64歳 男性7,841歩 女性6,883歩	65歳以上 男性5,628歩 女性4,584歩						
20歳～64歳 男性9,000歩 女性8,500歩 (+約1,500歩)*	65歳以上 男性7,000歩 女性6,000歩						
運動習慣者の 割合の増加	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 20歳～64歳 男性26.3% 女性22.9% </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 65歳以上 男性47.6% 女性37.6% </td> </tr> </table>	20歳～64歳 男性26.3% 女性22.9%	65歳以上 男性47.6% 女性37.6%	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 20歳～64歳 男性36% 女性33% (+10%) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 65歳以上 男性58% 女性48% </td> </tr> </table>	20歳～64歳 男性36% 女性33% (+10%)	65歳以上 男性58% 女性48%	運動実施者の割合を現状から10%増加させると、国民全体のNCD発症・死亡リスクの約1%減少が期待できる。
20歳～64歳 男性26.3% 女性22.9%	65歳以上 男性47.6% 女性37.6%						
20歳～64歳 男性36% 女性33% (+10%)	65歳以上 男性58% 女性48%						
住民が運動しやすい まちづくり・環境整備に 取り組む自治体数の 増加	17都道府県 (平成24年)	47都道府県	健康日本21の最終評価において、運動・身体活動の重要性を理解していても行動に移せない人々に対して、個人の置かれている環境(地理的・インフラ的・社会経済的)や地域・職場における社会支援の改善が必要である、との指摘あり。				

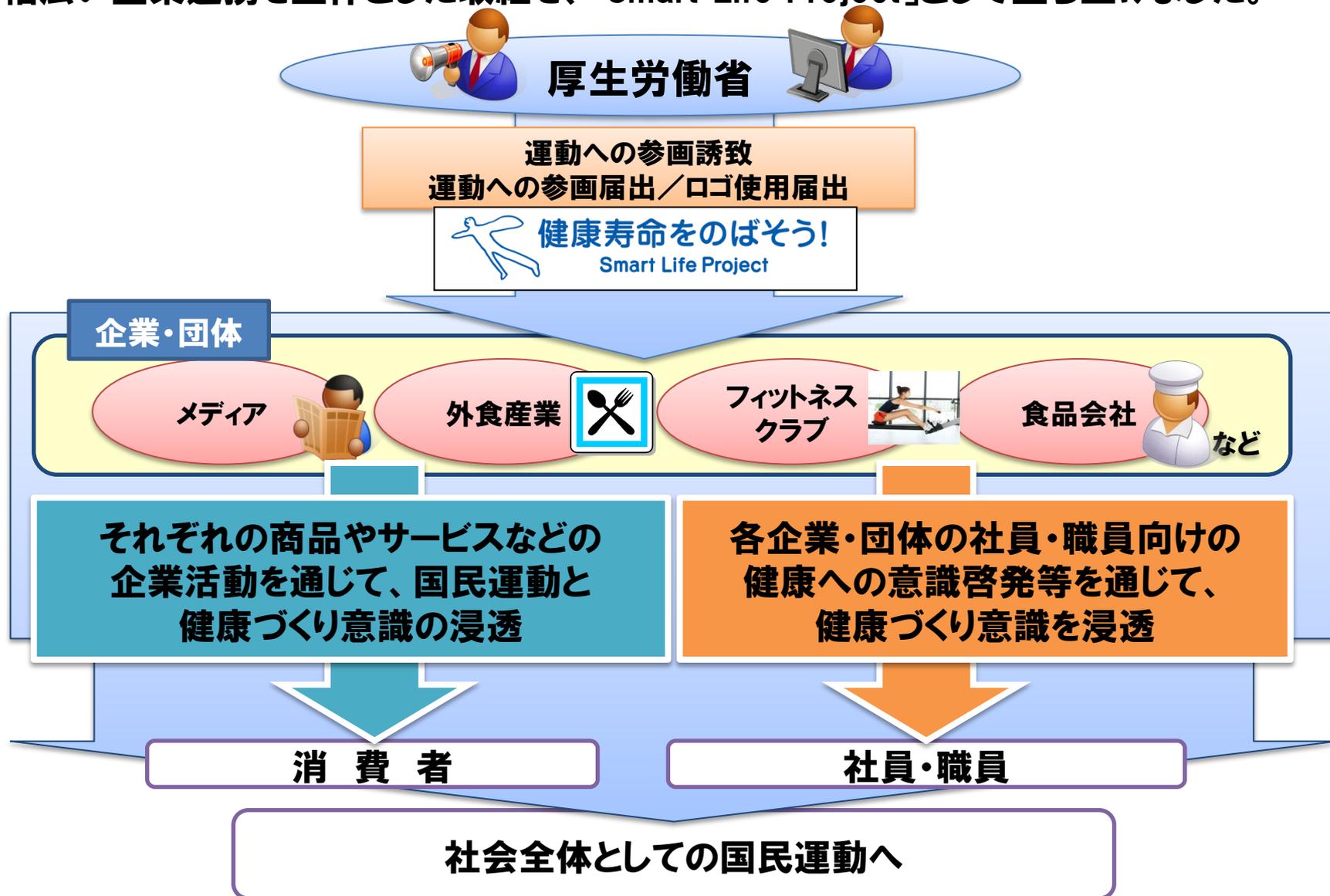
※健康日本21の最終評価で、歩数の減少傾向が認められたにも関わらず、歩数を増加させる目標を設定した考え方

余暇時間の少ない働き盛りの世代において、運動のみならず就業や家事などの場面での生活活動も含む身体活動全体の増加や活発化を通して、活発な身体活動としての歩数を増加させる必要がある。



「Smart Life Project(スマート ライフ プロジェクト)」とは

平成20年度から実施してきた、「すこやか生活習慣国民運動」を更に普及、発展させるため、幅広い企業連携を主体とした取組を、「Smart Life Project」として立ち上げました。





「Smart Life Project」が提案する3つのアクション+1

「健康寿命をのばそう！」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動。運動、食生活、禁煙の3分野を中心に、具体的なアクションの呼びかけを行ってきた。

平成26年度からは、3つのアクションに加え、健診・検診の受診を新たなテーマとして、更なる健康寿命の延伸を、プロジェクトに参画する企業・団体・自治体と協力・連携しながら推進している。

適度な運動

「毎日プラス10分の運動」

例えば、通勤時のはや歩き。

例えば掃除や庭いじり。

日常でのからだの動きを増やすだけで健康生活に変わります。

適切な食生活

「毎日プラス一皿の野菜」

いつもの食事にプラス一皿の野菜を。

ちょっと意識して美味しく野菜を摂る事で、理想的な食生活に近づきます。

禁煙

「たばこの煙をなくす」

たばこを吸うことは健康を損なうだけでなく、肌の美しさや若々しさを失うことにも繋がります。

健診・検診の受診

「定期的に自分を知る」

早期には、自覚症状が無いという病気は少なくありません。

そういうリスクを早期に発見し、対処していくためには、無症状のうちから定期的に自分のからだの状態を知っておくことが重要です。

Smart Walk

毎日10分の
運動を+



Smart Eat

1日あと70g
の野菜を+



Smart Breath

禁煙で
タバコの煙を-



Smart Check

健診・検診
健康チェックで◎



健康寿命をのばそう!
Smart Life Project



健康づくりのための身体活動基準2013(概要)

ライフステージに応じた健康づくりのための身体活動(生活活動・運動)を推進することで健康日本21(第二次)の推進に資するよう、「健康づくりのための運動基準2006」を改定し、「健康づくりのための身体活動基準2013」を策定した。



【主な目標】○日常生活における歩数の増加
○運動習慣者の増加

【主な目標】○日常生活における歩数の増加 ○運動習慣者の割合の増加
○住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加

健康づくりのための身体活動基準2013

- 身体活動(=生活活動※1 + 運動※2)全体に着目することの重要性から、「運動基準」から「身体活動基準」に名称を改めた。
- 身体活動量の増加でリスクを低減できるものとして、従来の糖尿病・循環器疾患等に加え、**がんやロコモティブシンドローム・認知症が含まれることを明確化(システムティックレビューの対象疾患に追加)した。**
- 子どもから高齢者までの基準を検討し、科学的根拠のあるものについて基準を設定した。
- 保健指導で運動指導を安全に推進するために具体的な判断・対応の手順を示した。
- 身体活動を推進するための社会環境整備を重視し、まちづくりや職場づくりにおける保健事業の活用例を紹介した。



血糖・血圧・脂質に関する状況		身体活動 (=生活活動+運動)		運動		体力 (うち全身持久力)	
健診結果が基準範囲内	65歳以上	強度を問わず、身体活動を毎日40分(=10メッツ・時/週)	(例えば10分多く歩く) 今より少しでも増やす	世代共通の方向性 —	運動習慣をもつようにする (30分以上の運動を週2日以上)	世代共通の方向性 —	性・年代別に示した強度での運動を約3分継続可
	18~64歳	3メッツ以上の強度の身体活動を(歩行又はそれと同等以上)毎日60分(=23メッツ・時/週)		3メッツ以上の強度の運動を(息が弾み汗をかく程度)毎週60分(=4メッツ・時/週)			
	18歳未満	— 【参考】幼児期運動指針:「毎日60分以上、楽しく体を動かすことが望ましい」		—			
血糖・血圧・脂質のいずれかが保健指導レベルの者		医療機関にかかっておらず、「身体活動のリスクに関するスクリーニングシート」でリスクがないことを確認できれば、対象者が運動開始前・実施中に自ら体調確認ができるよう支援した上で、保健指導の一環としての運動指導を積極的に行う。					
リスク重複者又は受診勧奨者		生活習慣病患者が積極的に運動をする際には、安全面での配慮が特に重要になるので、かかりつけの医師に相談する。					

健康づくりのための運動基準2006 (H18.7)

健康づくりのための運動指針2006 <エクササイズガイド2006> (H18.7)



※1 生活活動: 日常生活における労働、家事、通勤・通学などの身体活動。

※2 運動: スポーツなど、特に体力の維持・向上を目的として計画的・意図的に実施し、継続性のある身体活動。

○身体活動指針は、国民向けパンフレット「アクティブガイド」として、自治体等でカスタマイズして配布できるよう作成。

健康増進施設認定制度の概要

厚生労働省では、国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を認定しその普及を図るため「健康増進施設認定規程」を策定し、運動型健康増進施設、温泉利用型健康増進施設、温泉利用プログラム型健康増進施設の3種類の施設について、大臣認定を行っている。

また、運動型健康増進施設及び温泉利用型健康増進施設の内、一定の条件を満たす施設を指定運動療法施設として指定している。

[主な認定基準等]

○運動型健康増進施設

健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

- ・ 主な設備 トレーニングジム、運動フロア、プールの全部又は一部

○温泉利用型健康増進施設(一体型施設・連携型施設)

健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

- ・ 主な設備 運動施設・温泉利用施設(例示:全身・部分浴槽、気泡浴槽、サウナ等)

○温泉利用プログラム型健康増進施設

温泉利用を中心とした健康増進のための温泉利用プログラムを有し、安全かつ適切に行うことのできる施設

- ・ 主な設備 温泉利用施設(刺激の強い浴槽・弱い浴槽)

※ 温泉利用型健康増進施設で医師の指示に基づき治療のため温泉療養を行った場合及び指定運動療法施設で医師の処方に基づき運動療法を実施した場合、一定の条件の下、施設利用料が所得税法第73条に規定される医療費控除の対象となります。

国立障害者リハビリテーションセンター機能における運動等の研究および支援について

障害者健康増進・運動医科学支援センターでの障害特性に応じた運動・医科学等の研究および支援について

1 運動への医科学支援

障害者スポーツに取り組む方々が、スポーツ実施に適した体作りを行いそれを維持することを、医科学技術を駆使してサポートする。サポートとデータ収集を通じて安全で、かつ効率よく、練習・競技を実施することを研究および支援する。

研究および支援内容

- 検査の実践・提案…アスリートチェック(血液検査など)、運動負荷試験(全身持久力、耐乳酸性能力など)、スポーツ用具検査、栄養調査など
- コンディショニング・プログラムの提案…運動やスポーツ活動に強い制限を持つ重度障害者のコンディショニング(健康管理・二次障害の予防・体力の回復や維持・減量など)
- 用具の開発・工夫…例)車いす利用者のシーティング、切断者のソケット・アタッチメントの工夫、障害者スポーツ特有種目の用具開発

2 健康増進・疾病管理および予防

健康づくり、運動習慣の獲得のための支援と、活動・機能低下に医科学支援が必要な方への研究および支援を実施

入院、外来での支援内容

- 生活習慣病・加齢による機能低下の支援…教育入院、運動習慣獲得支援
- 基礎体力獲得の支援…障害特性に応じたプログラムや指導の実践
- 生涯活動への支援…障害児・者へのレクリエーション・運動導入および用具の開発

他の施設でも利用可能な健康増進プロトコルの提案

- 生活習慣病予防の研究および支援…障害特性に対応した管理法
- レクリエーション・プログラム…行動変容を促す運動指導の普及
- 活動量低下予防の医科学研究…加齢やハイリスク者の同定と介入

3 病院におけるリハビリテーションへのスポーツの活用、人材育成

日常生活に必要な総合的体力の獲得のための訓練を実施し、体力や他訓練の進捗に応じて運動種目を取り入れることにより、積極的な社会参加への心理的变化を促すとともに、障害者の健康づくりを支援する専門職を対象とした研修会を実施

支援内容

- 日常生活に必要な体力の維持・向上…障害特性に基づくプログラムの提供および指導(運動種目の活用)
- 移動能力の向上…車いす、立位での段差昇降、不整地歩行・走行など
- 運動種目…例)車いすバスケットボール、電動車いすサッカー、ツインバスケットボール、アンプティーサッカー、ボッチャ、車いすマラソン、など
- 障害者の健康づくりに関する研修会の実施…「障害者のヘルスポモーションに関する研修会」事業

レクリエーション活動等支援事業

1 事業内容

レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種レクリエーション教室や運動会などを開催。

2 実施主体

都道府県、市町村

3 予算、補助率

平成28年度予算 地域生活支援事業 464億円の内数

- ① 市町村：国50／100以内、都道府県：25／100以内
- ② 都道府県：国50／100以内

4 その他

本事業は、障害者自立支援法第77条又は第78条に基づき地域生活支援事業（社会参加促進事業）として市町村又は都道府県が実施することができる。

1 大会の概要

(1) 目的・沿革

全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、長寿社会を健やかで明るいものとするため、国民一人ひとりが積極的に健康づくりや社会参加に取り組むとともに、こうした活動の意義について広く国民の理解を深めることを目的として、厚生省創立50周年に当たる昭和63(1988)年から開催している。

(2) 主催

厚生労働省、開催県(政令指定都市)、
一般財団法人長寿社会開発センター

(3) 共催

スポーツ庁

(4) 参加者

- ・主たる参加者は60歳以上の者。
- ・児童の参加等の世代間交流等にも積極的に配慮。

(5) 事業内容

- ・総合開会式、総合閉会式
- ・健康関連イベント(スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会)
- ・福祉・生きがい関連イベント(文化交流大会、美術展、地域文化伝承館等)
- ・健康、福祉・生きがい共通イベント(健康福祉機器展、音楽文化祭等)
- ・オリジナルイベント
- ・併催イベント



2 開催実績・予定

回数	開催年	開催地	参加人員
第1回	昭和63年	兵庫県・神戸市	8万人
第2回	平成元年	大分県	18万人
第3回	平成2年	滋賀県	23万人
第4回	平成3年	岩手県	27万人
第5回	平成4年	山梨県	30万人
第6回	平成5年	京都府・京都市	46万人
第7回	平成6年	香川県	55万人
第8回	平成7年	島根県	33万人
第9回	平成8年	宮崎県	43万人
第10回	平成9年	山形県	52万人
第11回	平成10年	愛知県・名古屋市	70万人
第12回	平成11年	福井県	46万人
第13回	平成12年	大阪府・大阪市	70万人
第14回	平成13年	広島県・広島市	61万人
第15回	平成14年	福島県	51万人
第16回	平成15年	徳島県	44万人
第17回	平成16年	群馬県	50万人
第18回	平成17年	福岡県・北九州市・福岡市	54万人
第19回	平成18年	静岡県・静岡市	57万人
第20回	平成19年	茨城県	48万人
第21回	平成20年	鹿児島県	54万人
第22回	平成21年	北海道・札幌市	54万人
第23回	平成22年	石川県	54万人
第24回	平成23年	熊本県	55万人
第25回	平成24年	宮城県・仙台市	51万人
第26回	平成25年	高知県	40万人
第27回	平成26年	栃木県	41万人
第28回	平成27年	山口県	54万人
第29回	平成28年	長崎県	(未定)
第30回	平成29年	秋田県	(未定)
第31回	平成30年	富山県	(未定)
第32回	平成31年	和歌山県	(未定)
第33回	平成32年	岐阜県	(未定)
第34回	平成33年	神奈川県	(未定)
第35回	平成34年	愛媛県	(未定)
第36回	平成35年	鳥取県	(未定)

3 H28年度 長崎大会の開催概要

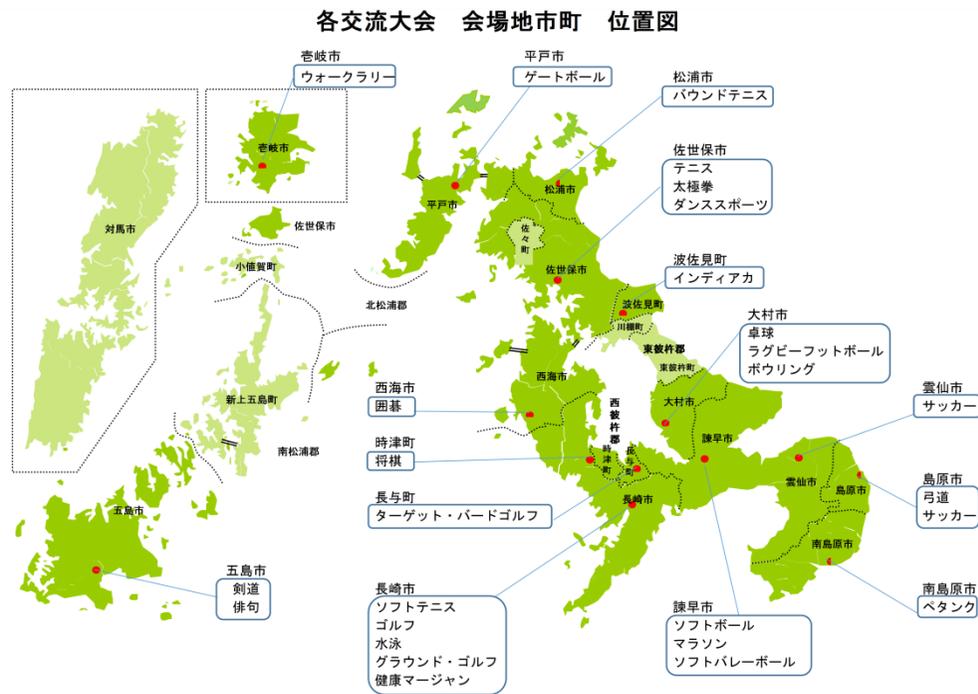
(1) 概要

- 名称 第29回全国健康福祉祭ながさき大会
- 愛称 ねんりんピック長崎2016
- テーマ 長崎で ひらけ長寿の 夢・みらい
- 会期 平成28年10月15日(土)～18日(火)
- 会場地 長崎市他14市町
- 参加予定人員 延べ50万人(観客含む。)
- ねんりんピック応援団「がんばくん」「らんばちゃん」
- 事業体系
 - ・ 総合開会式
 - ・ 健康関連イベント
(スポーツ交流大会(10種目)、ふれあいスポーツ交流大会(12種目)他)
 - ・ 福祉・生きがい関連イベント
(文化交流大会(4種目)、美術展、相談コーナー、地域文化伝承館)
 - ・ 健康、福祉・生きがい共通イベント
(シンポジウム、健康福祉機器展、音楽文化祭、ふれあい広場他)
 - ・ オリジナルイベント(スタンプラリーなど)
 - ・ 併催、協賛イベント(短歌大会、マッサージなど)
 - ・ 総合閉会式

(2) 長崎大会の特色(大会の目標)

- ① 元気で生きがいを育む大会
- ② 人と人とのつながりを結ぶ大会
- ③ 未来へつなげる大会
- ④ ながさきを感じてもらえる大会

《交流大会種目と開催地》



「がんばくん」「らんばちゃん」は、長崎県の鳥である「オシドリ」がモチーフのスポーツ少年とチアリーダー姿で元気いっぱいの少女です。現在は「長崎がんばらんば隊」の隊長、副隊長として「元気な長崎県」づくりを応援するため活躍し、ねんりんピック長崎2016の応援団として大会を盛り上げていきます。

スポーツ関係施策について

農林水産省

スポーツを通じた都市農村交流の取組について

- 農山漁村地域は豊かな食材と多様な自然、新鮮な空気が存在し、スポーツを行うに当たって高いポテンシャルを有するエリア。
- スポーツを通じた交流人口の増加を図る取組を支援することにより、農山漁村地域の活性化とともに、都市部住民の健康の保持増進、子どもたちの自主性・自立性・体力の向上に寄与。

取組のイメージ



【スポーツと農山漁村の活性化に係る取組例】

- ・ 地域の豊かな自然や美しい景観を活かしたトレッキングやサイクリング、リバーピクニック等のプログラムを提供し、都市部住民の余暇活動と健康増進に寄与する取組。
- ・ スポーツ合宿等で訪れた子どもたちに、農業体験や農泊体験等を通じ、子どもたちの生きる力の育成、コミュニケーション能力の向上、自主性や自立心を養う取組。
- ・ 空き家や廃校を活用した交流拠点施設や農地・農道を活用したスポーツイベント等を通じて、都市部住民と地域住民との交流拡大を図る取組。

具体的な支援ツール(農山漁村振興交付金)

都市農村共生・対流及び地域活性化対策(ソフト)

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用して、都市と農村の交流促進等を通じた地域の活性化を図る取組を支援



子どもたちの農業体験



外国人の農泊体験



豊かな自然を活用したスポーツ交流

農山漁村活性化整備対策(ハード)

市町村等が作成した定住・交流促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援



廃校舎改修交流施設



古民家改修滞在施設

スポーツを通じた都市農村交流の取組事例

長野県飯山市(一般社団法人 信州いいやま観光局)

<地区の特徴>

スキー客の減少に危機感を抱き、冬期以外のグリーン期(4~11月)における需要拡大に向けた対策を実施



◇飯山市は、トレイル・森林セラピーをはじめとして森林活用が盛んであり、特に長野・新潟の県境に広がる関田山脈を縦走する「信越トレイル」(自然歩道約80km)のうち一部について、NPO法人 信越トレイルクラブが林野庁と協定を締結し、コースを整備。地元の宿泊施設とも連携し、送迎サービス等と組み合わせたトレッキングを実施。

◇冬期においても日本有数の豪雪地帯という特性を生かしたスキー以外の体験プログラム(かまくら体験、スノーシューツアー(雪上トレッキング)など)を企画

◇その他、これまで築いてきた地元との関係を積極的に生かし、顧客満足度の高い着地型旅行(受入地域側が主体的に地域資源を磨き上げた旅行)を企画、実施(第2種旅行業を取得)

トレイル(5月~11月中旬)



カヌー体験(5月中旬~11月中旬)



千曲川リバーピクニック(5月下旬~8月下旬)



愛媛県松山市(瀬戸内・まつやま里島めぐり連絡協議会)

<地区の特徴>

温暖な気候と急斜面を活用した果樹栽培が盛んな県内有数のみかん産地である一方、生産世代の人口流出が続き、過疎化・少子高齢化が急速に進行。

このため地域資源を活用した交流事業を通じて産業振興を図る。

- ・サイクリングとグリーン・ツーリズムを組み合わせたプログラム開発
- ・受入体制整備、モニターツアーの実施
- ・みなとマルシェイベントによるPR活動

中島サイクリング&ベにふうき紅茶作り体験ツアー



茨城県つくば市(茨城アグリスポーツ協議会)

<地区の特徴>

2005年のつくばエクスプレス開業以来、つくば市の人口は増加。一方、筑波山麓の農村地域は人口減少が顕著。このため、市街地住民と農村地域住民の交流の活性化により、子どもたちの食育活動と風評被害のある「農産物」の販売促進に向け取組を実施。

- ・つくばFCのトップ選手、サッカースクール生等による芝生のポット苗作り体験
- ・高校生スポーツ選手による田植え体験
- ・都内サッカーチームによるアグリスポーツモニター合宿の実施 等

